



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課） 2
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総務私学課） 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立沖縄水産高等学校） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄水産高等学校） 6
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 8
- 公安委員会事項**
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 8
- 選挙管理委員会事項**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 10

告 示

沖縄県告示第239号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄協同病院	那覇市古波蔵4丁目10番55号	沖縄医療生活協同組合	令和6年6月11日	令和9年6月10日

沖縄県告示第240号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年6月4日から同月18日まで久米島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 久米島町字大田541番地の2 仲道邦夫、久米島町字嘉手苺14番地の2 我那覇清一
- 2 加入区 久米島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久米島漁業協同組合

沖縄県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）

沖縄県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 東村
(2) 基本測量を実施した期間 令和5年4月10日から令和6年3月31日まで
(3) 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、南大東村及び北大東村
(2) 基本測量を実施した期間 令和5年4月10日から令和6年3月15日まで
(3) 作業種類 基本測量（重力測量）

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和6年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 取締役 渡口政旬 那覇市鏡原町29番17号
- 5 契約金額 36,967,612円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県文書管理システム再構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部総務私学課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和6年4月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社シナジー 代表取締役 幸田隆 宜野湾市大山七丁目10番14号3階
- 5 契約金額 129,494,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和6年6月4日から同年10月4日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和6年4月24日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー銘苺店 那覇市銘苺2丁目11番1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年12月25日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,455平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 50台
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 16台
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 60平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 36立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつ

た。

なお、関係書類は、令和6年6月4日から同年10月4日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラ那覇店 那覇市字安謝664番地5及び664番地9
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 フロンティア不動産投資法人 東京都中央区銀座六丁目8番7号 執行役員 市川俊英
- 3 届出年月日 令和6年5月2日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 岩藤孝雄
変更後 市川俊英
- 5 変更の年月日 令和6年4月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ西原店 西原町字兼久古川原68番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 法第8条第1項の規定による西原町の意見の概要
来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、店舗の位置を示す看板が簡易な矢印での案内表示となっているため、来店者が計画地周辺の幅員の狭い生活道路を利用する可能性が非常に高く、交通量が増加することにより、渋滞等の影響が危惧され、歩行者の安全性の確保がより困難となる。
計画地前面の道路（町道兼久マリンタウン線）は、現在、整備中であり国道329号との交差点改良工事完了までは未供用区間となるため、周辺生活道路への進入防止のためにも国道329号バイパスへどのように導くのか具体的な対策を示すよう要望する。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年6月4日から同年7月4日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ八重瀬町長毛店 八重瀬町字長毛トーガマー原375番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬

- 3 法第8条第1項の規定による八重瀬町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年6月4日から同年7月4日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年6月14日 沖縄県指令土第463号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平手登根原919番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字古堅816番地 呉屋広徳
- 5 検査済証番号 令和6年5月17日 第4943号
- 6 工事完了年月日 令和6年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年6月4日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月17日 沖縄県指令中土第1580号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原798番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊舎堂430番地県営中城第2団地404号 宇榮原勝
- 5 検査済証番号 令和6年3月29日 C第659号
- 6 工事完了年月日 令和6年3月25日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 大 山 正 吾

- 1 調達する特定役務の名称及び数量 実習船「海邦丸」第二種中間検査及び一般修繕 一式
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と漁業に関する実習、練習調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象とした、本件入札業務と種類を同じくする（又は同等以上の）契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約をしないこととなるおそれがないと認められること。
 - (2) 糸満漁港（糸満市）から2,000km以内にドック場を有し、入出渠方式が引き上げドックを除く設備を日本国内に有すること。
 - (3) 沖縄県物品調達等における暴力団の排除に関する協定書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 乗組員及び実習生に対し、宿泊施設の提供が可能であること。また、専攻科生による見学等（ドック実習）が行えること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - オ 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と漁業に関する実習、練習調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象とした、本件入札業務と種類を同じくする（又は同等以上の）契約に関し、過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類
 - カ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所及び入手するための手段 沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483
- (3) 申請書等の受付期間 令和6年6月10日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立沖縄水産高等学校が実施する実習船「海邦丸」第二種中間検査及び一般修繕に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年6月4日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 大 山 正 吾

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 実習船「海邦丸」第二種中間検査及び一般修繕 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行の期間 令和6年11月21日（木曜日）から同年12月20日（金曜日）まで
 - (4) 履行の場所 落札者の有するドック場
 - (5) 納入の場所 糸満漁港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和6年6月4日付け沖縄県公報定期第5222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による実習船「海邦丸」第二種中間検査及び一般修繕に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和6年6月10日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和6年6月10日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県教育委員会ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和6年7月17日（水曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和6年6月10日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育委員会ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄水産高等学校

- (2) 所在地 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和6年7月16日(火曜日)午後3時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄水産高等学校に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Type II Intermediate Inspection and Repairs for the Training Ship Kaihou Maru
- (2) Fulfillment period
From 21, November, 2024 through 20, December, 2024.
- (3) Date for bids
10:00 a.m. July 17, 2024
- (4) Point of contact
Okinawa Prefectural Okinawa Fisheries High School Office
1-1-1 Nishizaki Itoman city, Okinawa, Japan, 901-0305
Telephone 098-994-3483

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第38条中「及び精神障害」を削り、「療養期間が1箇月」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされ、かつ、その休職期間が連続して30日」に改める。

附 則

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第81号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和6年6月4日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間

海水浴場	万座ビーチ	ザ・ホテルエ・グループ万座株式会社 (代表取締役) 上野学	令和6年3月14日から 令和7年3月13日まで
プレジャー ボート提供業	西表島カヌーツアー 風車	合同会社風車 (代表社員) 大谷修一	令和6年2月5日から 令和7年2月4日まで
	合同会社MAREレ ジャー開発J E T C R U I S E	合同会社MAREレジャー開発 (代表社員) 那須野優	令和6年2月28日から 令和7年2月27日まで
	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	令和6年3月13日から 令和7年3月12日まで
	瀬底ビーチマリンク ラブ	グローバル・プラン株式会社 (代表取締役) 佐々木拓道	同上
	ANAインターコン チネンタル万座ビー チリゾート	ザ・ホテルエ・グループ万座株式会社 (代表取締役) 上野学	令和6年3月14日から 令和7年3月13日まで
	もりもりマリン	もりもりマリン (代表者) 大城護和	令和6年4月24日から 令和7年4月23日まで
	ラピスマリンスポー ツ	合同会社ラピス (代表社員) 伊藤朋宏	同上
	COCONUTS CLUB	株式会社アール7 (代表取締役) 清水大作	同上
	有限会社ぶしいぬし ま	有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	令和6年4月25日から 令和7年4月24日まで
	潜水業	セブンオーシャンズ クラブ	株式会社セブンオーシャン (代表取締役) 坂本大輔
ザンマリン		ザンマリン (代表者) 玉城善忠	令和6年3月13日から 令和7年3月12日まで
瀬底ビーチマリンク ラブ		グローバル・プラン株式会社 (代表取締役) 佐々木拓道	同上
ANAインターコン チネンタル万座ビー チリゾート		ザ・ホテルエ・グループ万座株式会社 (代表取締役) 上野学	令和6年3月14日から 令和7年3月13日まで
マリンクラブクレア		株式会社CREA (代表取締役) 齊藤亮二	令和6年4月24日から 令和7年4月23日まで
ラピスマリンスポー ツ		合同会社ラピス (代表社員) 伊藤朋宏	同上
沖縄マリンクラブ結		沖縄マリンクラブ結 (代表者) 根間雅彦	同上
有限会社ぶしいぬし ま		有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	令和6年4月25日から 令和7年4月24日まで
スノーケリン グ業	株式会社WORLD QUALITY	株式会社WORLD QUALITY (代表取締役) 北川敬之	令和6年2月28日から 令和7年2月27日まで

ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	令和6年3月13日から 令和7年3月12日まで
瀬底ビーチマリンクラブ	グローバル・プラン株式会社 (代表取締役) 佐々木拓道	同上
ANAインターコンチネンタル万座ビーチリゾート	ザ・ホテルエ・グループ万座株式会社 (代表取締役) 上野学	令和6年3月14日から 令和7年3月13日まで
ラピスマリンスポーツ	合同会社ラピス (代表社員) 伊藤朋宏	令和6年4月24日から 令和7年4月23日まで
沖縄マリンクラブ結	沖縄マリンクラブ結 (代表者) 根間雅彦	同上
COCONUTS CLUB	株式会社アール7 (代表取締役) 清水大作	同上

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和6年沖縄県選挙管理委員会告示第5号は、廃止する。

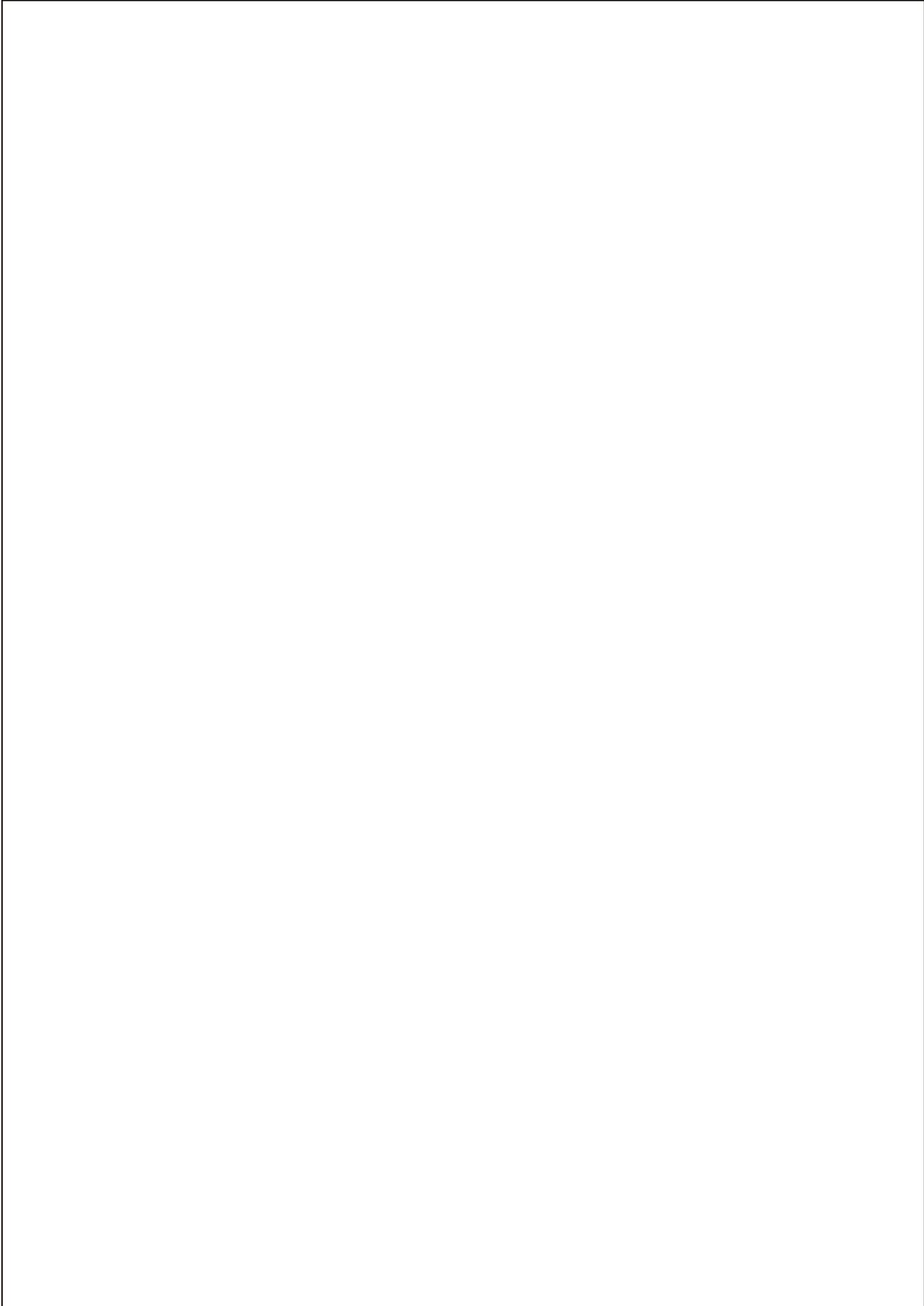
令和6年6月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,526
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,035
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,933
うるま市選挙区	33,223
沖縄市選挙区	37,444
宜野湾市選挙区	26,293
浦添市選挙区	30,484
那覇市・南部離島選挙区	88,551
豊見城市選挙区	16,981
島尻・南城市選挙区	36,041
糸満市選挙区	16,188
宮古島市選挙区	15,372
石垣市選挙区	14,890
国頭郡選挙区	17,988
中頭郡選挙区	41,708



<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--